

(4) キャリアパス要件 I・II

【新加算 I～IV・V(1)～(6)・V(8)・V(11)、旧処遇 I・II】

⇒ キャリアパス要件 I と II の両方を満たすこと。

該当

キャリアパス要件 I (任用要件・賃金体系の整備等)

| | | |
|-------------------------------------|--|------------------------------------|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 次のイからハまでのすべての基準を満たす。 | ← <input checked="" type="radio"/> |
| イ | 介護職員の任用における職位、職責又は職務内容等の要件を定めている。 | |
| ロ | イに掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系を定めている。 | |
| ハ | イ、ロについて、就業規則等の明確な根拠規定を書面で整備し、全ての介護職員に周知している。 | |

キャリアパス要件 II (研修の実施等)

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 次のイとロの両方の基準を満たす。 | ← <input checked="" type="radio"/> |
| イ | 介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見交換しながら、資質向上の目標及び①・②のうち少なくともいずれかに関する具体的な計画を策定し、研修の実施又は研修の機会を確保している。 | |
| | イの実現のための具体的な取組内容 (該当する項目にチェック(✓)した上で、具体的な内容を記載) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ① | 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施するとともに、介護職員の能力評価を行う。 ※当該取組の内容について以下に記載すること 「研修・勉強会マニュアル」に基づき、業務として会社等の負担により積極的に職員の参加を行う。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ② | 資格取得のための支援の実施 ※当該取組の内容について以下に記載すること 実務経験が3年以上の介護職員に対し、実務者研修の受講費用として、受講費用の1/2を支給する。 未経験での採用職員に対し、業務と並行して初任者研修を受講させ、受講費用の1/2を支給する。 |
| ロ | イについて、全ての介護職員に周知している。 | |

(5) キャリアパス要件 III 【新加算 I～III、V(1)・(3)・(8)、旧処遇 I】

キャリアパス要件 III (昇給の仕組みの整備等)

| | | |
|-------------------------------------|--|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 次のイとロの両方の基準を満たす。 | ← <input checked="" type="radio"/> |
| イ | 介護職員について、経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けている。 | |
| | 具体的な仕組みの内容 (該当するもの全てにチェック(✓)すること。) | |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ① | 経験に応じて昇給する仕組み ※「勤続年数」や「経験年数」などに応じて昇給する仕組みを指す。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ② | 資格等に応じて昇給する仕組み ※「介護福祉士」や「実務者研修修了者」などの取得に応じて昇給する仕組みを指す。ただし、介護福祉士資格を有して就業する者についても昇給が図られる仕組みであることを要する。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | ③ | 一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組み ※「実技試験」や「人事評価」などの結果に基づき昇給する仕組みを指す。ただし、客観的な評価基準や昇給条件が明文化されていることを要する。 |
| ロ | イについて、全ての介護職員に周知している。 | |

(6) キャリアパス要件Ⅳ 【新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)、旧特定Ⅰ・Ⅱ】

キャリアパス要件Ⅳ(改善後の賃金要件) ⇒ 以下の欄が「○」の場合、要件を満たしている。

| | | | |
|--|--|---|-----|
| 旧特定加算Ⅰ・Ⅱの要件(4・5月) | 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 | 0 | ← × |
| | キャリアパス要件Ⅳを「満たす」とした事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。) | 2 | |
| 新加算Ⅰ・Ⅱ、Ⅴ(1)～(7)・(9)・(10)・(12)の要件(6月以降) | 賃金改善額が月額平均8万円以上又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者の数 | 0 | ← × |
| | キャリアパス要件Ⅳを「満たす」とした事業所数(短期入所・予防・総合事業での重複を除く。) | 2 | |

⇒ 上記のいずれかまたは全てに「×」が付いた場合、この欄に記入すること

「月額平均8万円の処遇改善又は改善後の賃金が年額440万円以上となる者」を設定できない場合その理由

| | |
|-------------------------------------|--|
| <input checked="" type="checkbox"/> | 小規模事業所等で加算額全体が少額であるため。 |
| <input checked="" type="checkbox"/> | 職員全体の賃金水準が低く、直ちに月額平均8万円等まで賃金を引き上げることが困難であるため。 |
| <input type="checkbox"/> | 月額平均8万円等の賃金改善を行うに当たり、これまで以上に事業所内の階層や役職にある者に求められる能力や処遇を明確化することが必要であり、規程の整備や研修・実務経験の蓄積などに一定期間を要するため。 |
| <input type="checkbox"/> | その他() |

(7) キャリアパス要件Ⅴ 【新加算Ⅰ、Ⅴ(1)・(2)・(5)・(7)・(10)、旧特定Ⅰ】

この欄は、(6)の要件を満たしている場合、記入不要です。